

新旧対照表

新	旧
<p>香川県指定介護老人福祉施設等優先入所指針</p> <p>1 趣旨</p> <p>本指針は、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第39号）<u>第7条第2項及び「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第134条第2項</u>に基づく指定介護福祉施設サービス<u>及び指定地域密着型サービス</u>を受ける必要性の高い者の指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）<u>及び指定地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム）</u>（以下「施設」という。）への優先的な入所（以下「優先入所」という。）を決定する際の手続きや入所の必要性の高さを判断する基準等について定めたものである。</p> <p>2 入所対象者</p> <p><u>(1) 優先入所の対象者は、要介護3から要介護5までの要介護者及び、要介護1又は要介護2であって特列入所の要件に該当する者</u>で、施設に対し優先入所の申込みを行った者のうち、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、施設ごとに設置する「優先入所検討委員会」（以下「検討委員会」という。）で認められた申込者とする。</p> <p><u>(2) 特列入所の要件に該当することの判定に際しては、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることに関し、以下の事情を考慮する。</u></p> <p>① <u>認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、認知症高齢者の日常生活自立度が原則としてⅢ以上であること。</u></p> <p>② <u>知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。</u></p>	<p>香川県指定介護老人福祉施設優先入所指針</p> <p>1 趣旨</p> <p>本指針は、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第39号）<u>第6条第3項</u>に基づく指定介護福祉施設サービスを受ける必要性の高い者の指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）（以下「施設」という。）への優先的な入所（以下「優先入所」という。）を決定する際の手続きや入所の必要性の高さを判断する基準等について定めたものである。</p> <p><u>なお、市町等とその管内に所在する施設の団体が協議し、本指針と同様の趣旨で地域の特性を踏まえた指針を作成した場合は、本指針を適用しなくてもよいこととする。</u></p> <p>2 入所対象者</p> <p>優先入所の対象者は、<u>常時介護を必要とし、かつ、居宅において介護を受けることが困難で、施設に対し優先入所の申込みを行った者のうち、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、施設ごとに設置する「優先入所検討委員会」（以下「検討委員会」という。）で認められた申込者とする。</u></p>

新	旧
<p>③ <u>家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。</u></p> <p>④ <u>単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。</u></p> <p>3 入所申込み</p> <p>(1) 優先入所の申込みは、通常の入所申込みを行う際に、優先入所の希望の有無を明示するとともに、希望が有る場合は、居宅サービス計画（ケアプラン）の「サービス利用票」（直近3ヶ月のもの）及び別紙1「優先入所意見書」を添えて行う。</p> <p>なお、「優先入所意見書」は本人、家族又は介護支援専門員等が記載する。 <u>また、要介護1又は要介護2の優先入所の申込者に対しては、上記に加え、以下のとおり取り扱うものとする。</u></p> <p>① <u>入所申込者は「優先入所意見書」に居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由等を記載する。</u></p> <p>② <u>施設は、保険者市町村に対して報告を行うとともに、当該入所申込者が特例入所対象者に該当するか否かを判断するに当たって適宜その意見を求める。</u></p> <p>③ <u>②の求めを受けた場合において、保険者市町村は、地域の居宅サービスや生活支援などの提供体制に関する状況や、担当の介護支援専門員からの居宅等における生活の困難度の聴取の内容なども踏まえ、施設に対して適宜意見を表明できる。</u></p> <p>④ <u>また、下記4の検討委員会においては、必要に応じて「介護の必要の程度」や「家族の状況」等について、改めて保険者市町村に意見を求めることができる。</u></p>	<p>3 入所申込み</p> <p>① <u>優先入所の申込みは、通常の入所申込みを行う際に、優先入所の希望の有無を明示するとともに、希望が有る場合は、居宅サービス計画（ケアプラン）の「サービス利用票」（直近3ヶ月のもの）及び別紙1「優先入所意見書」を添えて行う。</u></p> <p>なお、「優先入所意見書」は本人、家族又は介護支援専門員等が記載する。</p>

新	旧
<p>(2) 施設は、優先入所申込みを受理したときは、優先入所受付簿にその内容を記載し、管理する。また、辞退や除外等の事由が生じた場合は、その内容を記録する。</p> <p>4 検討委員会</p> <p>(1) 施設は、優先入所の決定に係る事務を処理するために、合議制の検討委員会を設置する。</p> <p>(2) 検討委員会は、施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等からなる委員5人以上で組織する。なお、委員には第三者（当該法人の評議員等）を加えることが望ましい。</p> <p>(3) 検討委員会は、施設長が招集し、原則として毎月1回開催する。</p> <p>(4) 施設長に事故があるときは、施設長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>(5) 検討委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>(6) 施設は、別紙2「優先入所申込者評価基準」に基づき、検討委員会の合議により、複合した要因を総合的に判断したうえで、優先入所受付簿を調整し、優先入所の順位を決定する。</p> <p>(7) 施設は、検討委員会の審議の内容<u>(3 (1) ②及び④の保険者市町村の意見を含む。)</u>を記録し、2年間保存する。</p> <p>5 特別な事由による入所</p> <p>施設は、次に掲げる場合には、検討委員会の審議を経ず、優先入所させるべき者を決定することができる。</p> <p>(1) 老人福祉法第11条第1項第2号の規定による措置入所の場合</p> <p>(2) 災害、事件、事故、その他の本人の置かれた状況等により、緊急入所を要すると判断された場合</p>	<p>② 施設は、優先入所申込みを受理したときは、優先入所受付簿にその内容を記載し、管理する。また、辞退や除外等の事由が生じた場合は、その内容を記録する。</p> <p>4 検討委員会</p> <p>① 施設は、優先入所の決定に係る事務を処理するために、合議制の検討委員会を設置する。</p> <p>② 検討委員会は、施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等からなる委員5人以上で組織する。なお、委員には第三者（当該法人の評議員等）を加えることが望ましい。</p> <p>③ 検討委員会は、施設長が招集し、原則として毎月1回開催する。</p> <p>④ 施設長に事故があるときは、施設長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>⑤ 検討委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>⑥ 施設は、別紙2「優先入所申込者評価基準」に基づき、検討委員会の合議により、複合した要因を総合的に判断したうえで、優先入所受付簿を調整し、優先入所の順位を決定する。</p> <p>⑦ 施設は、検討委員会の審議の内容を記録し、2年間保存する。</p> <p>5 特別な事由による入所</p> <p>施設は、次に掲げる場合には、検討委員会の審議を経ず、優先入所させるべき者を決定することができる。</p> <p>① 老人福祉法第11条第1項第2号の規定による措置入所の場合</p> <p>② 災害、事件、事故、その他の本人の置かれた状況等により、緊急入所を要すると判断された場合</p>

新	旧
<p>6 その他の取扱い</p> <p><u>(1)</u> 既入所申込者の取扱い 施設は、本指針の施行時に、既に通常の入所申込みをしている者の優先入所の希望の有無を確認するものとする。</p> <p><u>(2)</u> 辞退者の取扱い 施設は、優先入所申込者がその都合により、入所を辞退した場合はその入所順位を繰り下げ、再度辞退した場合は優先入所受付簿から削除することができる。</p> <p><u>(3)</u> 施設入所者等の取扱い 介護保険施設に入所している者又は短期入所生活介護を利用している者等が、当該施設等から退所(退院)を求められている場合は、「優先入所申込者評価基準」の居宅サービス利用度において、一定の調整を行うことができる。</p> <p>7 適正な運用の確保</p> <p><u>(1)</u> 施設は、この指針に沿って、優先入所の決定を行う。</p> <p><u>(2)</u> 施設は、県又は市町村から求めがあったときは、検討委員会における協議内容等、優先入所に関する記録を提出する。</p> <p><u>(3)</u> 施設は、必要に応じて優先入所に係る説明、資料の開示を行う場合には、個人情報保護等に配慮しなければならない。</p> <p><u>(4)</u> 検討委員会の委員は、業務上知り得た優先入所希望者やその家族に関する情報を他に漏らしてはならない。また、委員を退任した後も同様とする。</p> <p>(附則) この指針は平成 15 年 4 月 1 日から施行する <u>この指針は平成 27 年 4 月 1 日から施行する</u></p>	<p>6 その他の取扱い</p> <p><u>①</u> 既入所申込者の取扱い 施設は、本指針の施行時に、既に通常の入所申込みをしている者の優先入所の希望の有無を確認するものとする。</p> <p><u>②</u> 辞退者の取扱い 施設は、優先入所申込者がその都合により、入所を辞退した場合はその入所順位を繰り下げ、再度辞退した場合は優先入所受付簿から削除することができる。</p> <p><u>③</u> 施設入所者等の取扱い 介護保険施設に入所している者又は短期入所生活介護を利用している者等が、当該施設等から退所(退院)を求められている場合は、「優先入所申込者評価基準」の居宅サービス利用度において、一定の調整を行うことができる。</p> <p>7 適正な運用の確保</p> <p><u>①</u> 施設は、この指針に沿って、優先入所の決定を行う。</p> <p><u>②</u> 施設は、県又は市町村から求めがあったときは、検討委員会における協議内容等、優先入所に関する記録を提出する。</p> <p><u>③</u> 施設は、必要に応じて優先入所に係る説明、資料の開示を行う場合には、個人情報保護等に配慮しなければならない。</p> <p><u>④</u> 検討委員会の委員は、業務上知り得た優先入所希望者やその家族に関する情報を他に漏らしてはならない。また、委員を退任した後も同様とする。</p> <p>(附則) この指針は平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する</p>

新					旧						
				整理 番号					整理 番号		
別紙1 優先入所意見書				平成 年 月 日	別紙1 優先入所意見書				平成 年 月 日		
				入所希望者氏名					入所希望者氏名		
				本人との続柄					本人との続柄		
				記載者氏名 印					記載者氏名 印		
1 本人の状況					1 本人の状況						
要介護度	5	4	3	2	1	要介護度	5	4	3	2	1
認知症の周辺症状等	非常に多い 昼夜にある	やや多い 毎日ある	少しあり	なし		痴呆による不適応 行動	非常に多い 昼夜にある	やや多い 毎日ある	少しあり	なし	
認知症高齢者の日常生活自立度	I	II	III	IV	M						
2 居宅サービス利用度					2 居宅サービス利用度						
居宅サービス限度額割合	80%以上	50%以上	30%以上	30%未満		居宅サービス限度額割合	80%以上	50%以上	30%以上	30%未満	
3 主たる介護者・家族等の状況					3 主たる介護者・家族等の状況						
世帯の状況	独居	高齢者世帯	その他			世帯の状況	独居	高齢者世帯	その他		
介護者の年齢・続柄						介護者の年齢・続柄					
介護者の介護負担	重い	やや重い	軽い	負担なし		介護者の介護負担	重い	やや重い	軽い	負担なし	
介護者の障害や疾病	無・有()					介護者の障害や疾病	無・有()				
介護者の就労	無・有(職種等		日/週、	時間/日)		介護者の就労	無・有(職種等		日/週、	時間/日)	
他の要介護者	無・有(要支援、要介護 1. 2. 3. 4. 5)					他の要介護者	無・有(要支援、要介護 1. 2. 3. 4. 5)				
介護者の育児、家族の病気や障害等の事情	無・有()					介護者の育児、家族の病気や障害等の事情	無・有()				

新		旧				
他の同居介護補助者	無・有（続柄 日／週程度 同居介護補助者の人数 人）	介護者の介護の関わり方	介護拒否	非常に消極的	やや消極的	ふつう
別居扶養義務者介護協力	無・有（続柄 日／週程度）	他の同居介護補助者	無・有（続柄 日／週程度 同居介護補助者の人数 人）	別居扶養義務者介護協力	無・有（続柄 日／週程度）	
近隣者等の介護協力	ほとんどなし 随時あり 常時あり	近隣者等の介護協力	ほとんどなし 随時あり 常時あり			
4 優先入所への意見		4 優先入所への意見				
<div style="border: 1px solid black; height: 40px;"></div>		<div style="border: 1px solid black; height: 40px;"></div>				
[記入にあたっての留意事項]		[記入にあたっての留意事項]				
<p>1 該当する項目に○印を付けてください。また、記入が必要な項目には、なるべく詳細に記入をしてください。</p> <p>2 客観的事実を記載する項目以外は、記入する方が御自分で感じている実情に応じて該当する項目を選択してください。</p> <p>3 「他の要介護者」欄は、介護を必要とする人がほかにもいる場合に記入してください。</p> <p>4 「介護者の育児、家族の病気や障害等の事情」欄は、介護をする方が負担を感じている事情を記入してください。</p> <p>5 「優先入所への意見」欄については、施設への入所が必要な事情や現在困っている状況などをなるべく詳細に記載してください。特に他の記載項目で伝えられていない内容を重点的に記載してください。なお、要介護1又は要介護2の申込者は居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由等を必ず記載してください。記載欄が不足する場合は、適宜別紙としてもかまいません。</p> <p>※ 医療的ケアの必要性の高い方については、施設内の医療ケアのできる職員の配置状況を考慮して決定させていただきます。</p>		<p>※ 該当する項目に○印を付けてください。また、記入が必要な項目には、なるべく詳細に記入をしてください。</p> <p>※ 客観的事実を記載する項目以外は、記入する方が御自分で感じている実情に応じて該当する項目を選択してください。</p> <p>※ 「他の要介護者」欄は、介護を必要とする人がほかにもいる場合に記入してください。</p> <p>※ 「介護者の育児、家族の病気や障害等の事情」欄は、介護をする方が負担を感じている事情を記入してください。</p> <p>※ 「優先入所への意見」欄については、施設への入所が必要な事情や現在困っている状況などをなるべく詳細に記載してください。特に他の記載項目で伝えられていない内容を重点的に記載してください。記載欄が不足する場合は、適宜別紙としてもかまいません。</p>				

新					旧				
別紙2 優先入所申込者評価基準 [次の1～5の合計した点数が概ね80点以上の申込者を優先入所の対象とする。]					別紙2 優先入所申込者評価基準 [次の1～5の合計した点数が概ね80点以上の申込者を優先入所の対象とする。]				
1 本人の状況の評価 (最高点 <u>40</u> 点)					1 本人の状況の評価 (最高点 <u>26</u> 点)				
評価項目	<u>25</u> 点	<u>20</u> 点	<u>16</u> 点	<u>16</u> 点	評価項目	<u>14</u> 点	<u>12</u> 点	<u>10</u> 点	<u>6</u> 点
①要介護度	5	4	3	2～1※	①要介護度	5	4	3	2～1
※特列入所該当者に限る									
評価項目	<u>15</u> 点	<u>10</u> 点	<u>5</u> 点	<u>0</u> 点	評価項目	<u>12</u> 点	<u>8</u> 点	<u>4</u> 点	<u>0</u> 点
②認知症の周辺症状等	非常に多い 昼夜にある	やや多い 毎日ある	少しあり	なし	②痴呆による不適応行動	非常に多い 昼夜にある	やや多い 毎日ある	少しあり	なし
2 居宅サービス利用度 (最高点 <u>5</u> 点)					2 居宅サービス利用度 (最高点 <u>16</u> 点)				
評価項目	<u>5</u> 点	<u>4</u> 点	<u>3</u> 点	<u>2</u> 点	評価項目	<u>16</u> 点	<u>14</u> 点	<u>10</u> 点	<u>6</u> 点
居宅サービス 利用限度額割合	80%以上	50%以上	30%以上	30%未満	居宅サービス 利用限度額割合	80%以上	50%以上	30%以上	30%未満
3 主たる介護者・家族等の状況の評価 (最高点 <u>30</u> 点)					3 主たる介護者・家族等の状況の評価 (最高点 <u>42</u> 点)				
評価項目	<u>5</u> 点	<u>3</u> 点	<u>1</u> 点	0点	評価項目	<u>6</u> 点	<u>4</u> 点	<u>2</u> 点	0点
①主たる介護者の年齢	<u>80</u> 歳以上	<u>70</u> 歳以上	<u>70</u> 歳未満		①主たる介護者の年齢	<u>70</u> 歳以上	<u>60</u> 歳以上	<u>60</u> 歳未満	
②介護者の障害や疾病	介護困難	多少介護	介護可能	なし	②介護者の障害や疾病	介護困難	多少介護	介護可能	なし
③介護者の就労	<u>8時間以上</u> <u>又は高齢等で就労不能</u>	4～8時間	4時間未満	なし	③介護者の就労	<u>8時間以上</u> <u>高齢で就労不能</u>	4～8時間	4時間未満	なし
④介護者が育児、 家族が病気や 障害等の事情	常時の育児 看病等	半日育児看 病等	臨時育児看 病等	なし	④介護者が育児、 家族が病気や 障害等の事情	常時の育児 看病等	半日育児看 病等	臨時育児看 病等	なし

新					旧				
⑤他の同居介護補助者	ほとんどなし	随時あり	常時あり		⑤介護者の介護の関わり方	介護拒否	非常に消極的	やや消極的	ふつう
⑥別居扶養義務者介護協力	ほとんどなし	随時あり	常時あり		⑥他の同居介護補助者	ほとんどなし	随時あり	常時あり	
					⑦別居扶養義務者介護協力	ほとんどなし	随時あり	常時あり	
4 入所申込者の在宅での介護期間における評価の調整（最高点5点）					4 入所申込者の待機期間における評価の調整（最高点6点）				
評価項目	5点	3点	1点	0点	評価項目	6点	4点	2点	0点
待機期間	2年以上	1年半～2年	1年～1年半	1年未満	待機期間	2年以上	1年半～2年	1年～1年半	1年未満
5 特記事項（最高点20点）					5 特記事項（最高点10点）				
[評価基準における状況評価上の留意事項]					[評価基準における状況評価上の留意事項]				
1 本人の状況の評価 「②認知症の周辺症状等」 昼夜逆転、徘徊、暴言・暴行、放尿等の不潔行為など認知症の周辺症状等がある場合（認知症高齢者の日常生活自立度判定基準を参照）で、「非常に多い」は昼夜を問わずある場合、「やや多い」は毎日ある場合、「少しあり」は週に1～2以下の場合を目安とする。					1 本人の状況の評価 「②痴呆による不適応行動」 昼夜逆転、徘徊、暴言・暴行、放尿等の不潔行為など認定調査における問題行動に関連する項目が3つ以上ある場合で、「非常に多い」は昼夜を問わずある場合、「やや多い」は毎日ある場合、「少しあり」は週に1～2以下の場合を目安とする。				
2 居宅サービス利用度 介護保険施設に入所している者及び短期入所生活介護を利用している者等が、当該施設等から退所（退院）を求められている場合については、以下のとおり評価を行う。 (1) 介護保険施設又は養護老人ホームに入所中の者、医療機関に入院中（社会的入院）の者については、入所（入院）中の期間は、0%以上50%未満の利用状況とみなして評価することができる。					2 居宅サービス利用度 介護保険施設に入所している者及び短期入所生活介護を利用している者等が、当該施設等から退所（退院）を求められている場合については、以下のとおり評価を行う。 (1) 介護保険施設又は養護老人ホームに入所中の者、医療機関に入院中（社会的入院）の者については、入所（入院）中の期間は、0%以上50%未満の利用状況とみなして評価することができる。				

新	旧
<p>(2) 短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護を利用している者の居宅サービス利用度は、その利用実績の1/2を居宅サービスの利用度とする。</p> <p>(3) (1) 及び (2) 以外に施設が独自に基準を設ける場合は、他の優先入所受付簿登載者と公平性を欠くことのないよう、入所の必要性について慎重に審査し、その認定理由を記録すること。</p> <p>3 主たる介護者・家族等の状況の評価</p> <p>(1) 「②介護者の障害や疾病」 「介護困難」は、介護者が障害や疾病のため要介護者の排泄、入浴、移動、着替え、食事など ADL 全般の援助が困難な場合、「多少介護」は、介護者が障害や疾病のため2つ程度の ADL 援助ならばできる場合、「介護可能」は障害や疾病はあるが介護可能な状態である場合を目安とする。</p> <p>(2) 「⑤他の同居介護補助者」 「随時あり」は週1～3日程度、「常時あり」は週4日程度以上の場合を目安とする。</p> <p>(3) 「⑥別居扶養義務者介護協力」 「随時あり」は週1～3日程度、「常時あり」は週4日程度以上の場合を目安とする。</p> <p>(4) ひとり暮らし高齢者は、①から⑤までで 25点とする。高齢世帯は、④について 5点とする。</p> <p>4 入所申込者の在宅での介護期間における評価の調整 在宅での介護期間は、本指針の運用開始とは関係無く、介護サービス利用開始時から検討委員会の開催月までの期間とする。</p> <p>5 特記事項 経済的な状況や評価されていない特別な事情などについて考慮し、最終的に施設長が加点する。 なお、どういう事情をどのように評価したかを記録しておくこと。</p>	<p>(2) 短期入所生活介護、短期入所療養介護、痴呆対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護を利用している者の居宅サービス利用度は、その利用実績の1/2を居宅サービスの利用度とする。</p> <p>(3) (1) 及び (2) 以外に施設が独自に基準を設ける場合は、他の優先入所受付簿登載者と公平性を欠くことのないよう、入所の必要性について慎重に審査し、その認定理由を記録すること。</p> <p>3 主たる介護者・家族等の状況の評価</p> <p>(1) 「②介護者の障害や疾病」 「介護困難」は、介護者が障害や疾病のため要介護者の排泄、入浴、移動、着替え、食事など ADL 全般の援助が困難な場合、「多少介護」は、介護者が障害や疾病のため2つ程度の ADL 援助ならばできる場合、「介護可能」は障害や疾病はあるが介護可能な状態である場合を目安とする。</p> <p>(2) 「⑥他の同居介護補助者」 「随時あり」は週1～3日程度、「常時あり」は週4日程度以上の場合を目安とする。</p> <p>(3) 「⑦別居扶養義務者介護協力」 「随時あり」は週1～3日程度、「常時あり」は週4日程度以上の場合を目安とする。</p> <p>(4) ひとり暮らし高齢者は、①から⑥までで 36点とする。高齢世帯は、④について 6点とする。</p> <p>4 入所申込者の待機期間に於ける評価の調整 待機期間は、本指針の運用開始とは関係無く、入所申込みの受付時から検討委員会の開催月までの期間とする。</p> <p>5 特記事項 経済的な状況や評価されていない特別な事情などについて勘案し、加点する。 なお、どういう事情をどのように評価したかを記録しておくこと。</p>